

矢板市宅地造成奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、良好な住環境の整備と住宅用地の提供を促進することにより、人口減少の抑制と定住化に資するため、市内に住宅団地を造成する事業者に奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 建築物を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 住宅 一戸建ての専用住宅又は併用住宅をいう。
- (3) 事業者 分譲を目的として住宅団地を造成する者をいう。
- (4) 居住誘導区域 矢板市立地適正化計画（令和5年3月策定）において設定した都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (5) 新市街地 矢板都市計画区域における土地利用方針（平成29年9月策定）において定められた矢板駅西地区のうち、用途地域の指定のない区域をいう。

(奨励金の交付)

第3条 市長は、事業者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することができる。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限るものとする。

- (1) 住宅団地の所在は、居住誘導区域又は新市街地の範囲内にあること。
- (2) 住宅団地は、5以上の区画からなるものであること。
- (3) 住宅団地の各区画は、住宅の敷地として使用するための土地であること。
- (4) 住宅団地の1区画当たりの面積は、別表第1のとおりとする。
- (5) 住宅団地に係る開発行為は、市長が矢板市土地開発指導要綱に基づく開発行

為の承認をしたものであること。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、1事業当たり500万円を上限とする。

(計画の認定)

第5条 事業者は、奨励金の交付申請をしようとする場合、市長が矢板市土地開発指導要綱に基づく開発行為の承認をした日から90日以内に、矢板市宅地造成奨励金事業計画認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

- (1) 開発行為の内容を示す図書
- (2) 矢板市土地開発指導要綱第10条第2項の規定による土地開発事前協議に係る承認書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、認定をすることが適当であると認めるときは、速やかに、矢板市宅地造成奨励金事業計画認定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

3 事業者は、前項の認定を受けた計画を廃止しようとする場合、当該計画の廃止について、矢板市宅地造成奨励金事業計画廃止届（別記様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(交付の申請)

第6条 事業者は、奨励金の交付を受けようとする場合、開発行為の完了後、速やかに、矢板市宅地造成奨励金交付申請書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 矢板市宅地造成奨励金事業計画認定通知書の写し
- (2) 矢板市土地開発指導要綱第12条第3項の規定による開発行為に関する工事

検査済証の写し

(3) 土地の全部事項証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の申請を一の年度において1回を限度に行うことができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、申請の内容が適正であるか否かを調査し、奨励金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに、奨励金の交付及び交付額を決定し、矢板市宅地造成奨励金交付決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の調査により奨励金の交付を不適当と認めるときは、速やかに、奨励金を交付しないことを決定し、矢板市宅地造成奨励金不交付決定通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業の遂行)

第9条 事業者は、法令の定め、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の指示に従い、住宅団地に係る開発行為を行わなければならない。

2 市長は、事業者が法令の定め、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付された条件並びにこの要綱に基づく市長の指示に従っていないと認める場合は、事業者に対し、これらに従って住宅団地に係る開発行為を行うよう指示することができる。

(交付の時期)

第10条 市長は、奨励金の交付の決定後、奨励金を交付するものとする。

- 2 事業者は、奨励金の交付を受けようとする場合、矢板市宅地造成奨励金交付請求書（別記様式第7号）に矢板市宅地造成奨励金交付決定通知書の写しを添えて、市長に奨励金の交付を請求しなければならない。

（決定の取消し）

第11条 市長は、奨励金の交付を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 天災地変その他により奨励金の交付決定後に事情の変更が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (3) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

（奨励金の返還）

第12条 市長は、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、奨励金の当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和4年4月1日以降に第5条第1項の規定による申請をした者に適用し、同日前に同項の規定による申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和6年4月1日以降に第5条第1項の規定による申請をした者に適用し、同日前に同項の規定による申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和7年4月1日以降に第5条第1項の規定による申請をした者に適用し、同日前に同項の規定による申請をした者については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

対象区域	1区画当たりの面積
居住誘導区域	150平方メートル以上
新市街地	200平方メートル以上

別表第2（第4条関係）

対象区域	1区画当たりの奨励金の額
居住誘導区域	20万円
新市街地	10万円

備考 市内に本店又は支店を置く事業者が分譲を目的として住宅団地の造成を行う場合は、この表に定める額に20万円を加算する。